

〇〇) 週休2日促進工事

1. 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事の試行対象工事である。実施については、奈良県県土マネジメント部技術管理課ホームページで公開している「県土マネジメント部建築工事における週休2日促進工事試行要領」により行うものとする。
2. 4週8休以上(現場閉所(現場休息)率28.5%(8日/28日)以上)を前提に労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、現場閉所(現場休息)の状況に応じた補正係数により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正し、請負代金額を変更する。なお、4週6休に満たない場合及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合(受注者が週休2日の取組を希望しない場合を含む)については、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。なお、補正率は、「県土マネジメント部建築工事における週休2日促進工事試行要領」を参照すること。
3. 本工事が単独発注工事の場合は「現場閉所」とし、分離発注工事の場合は「現場休息」とする。なお、本工事が分離発注工事である場合、受注者は、分離発注工事である他工事の全ての受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所(現場休息)の予定日等を調整したうえで「実施工程表」等を作成するものとする。